※夫の氏を称して婚姻した夫婦が離婚する場合

記入例

離　婚　届

令和　年　月　日届出

江東区 長 殿

受理	令和　年　月　日					
第						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

この部分は記入しないでください。

実際に提出する日をご記入ください。

消せるボールペンで記入しないでください。

証人についてのご注意
○成人の方2名必要です。
○必ず、ご本人に署名をしてもらってください。

	夫	妻
(1) 氏名	夫 氏 コウトウ　名 タロウ 江東　太郎	妻 氏 コウトウ　名 ハナコ 江東　花子
生年月日	昭和 平成 西暦 60 年 5 月 1 日	昭和 平成 西暦 3 年 3 月 3 日
住所（住民登録をしているところ）	□同右 東京都江東区東陽 4 丁目 11 番 28－101 号	□同左 東京都江戸川区中央 1 丁目 4 番 1－101 号
本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	東京都江東区東陽　四丁目11 番地 番 筆頭者の氏名 江東　太郎	
父母及び養父母の氏名	夫の父 江東　一郎　続き柄 長男 母 京子	妻の父 甲野　二郎　続き柄 長女 母 冬子
父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	養父　続き柄 養母　養子	養父　続き柄 養母　養女
(3)(4) 離婚の種別	☑協議離婚 □調停　年　月　日成立 □審判　年　月　日確定	□和解　年　月　日成立 □請求の認諾　年　月　日認諾 □判決　年　月　日確定
婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 は ☑妻　□もとの戸籍にもどる　☑新しい戸籍をつくる 東京都江戸川区中央一丁目４ 番地 番　（フリガナ）コウノ　ハナコ　筆頭者の氏名 甲野　花子	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 江東めぐみ　江東勉
(6)(7) 同居の期間	昭和 平成 令和 西暦 21 年 4 月から（同居を始めたとき）	昭和 平成 令和 西暦 元 年 5 月まで（別居したとき）
(8) 別居する前の住所	東京都江東区東陽4 丁目 11 番地 番28-101号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☑4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10) 夫妻の職業	（国勢調査の年…令和7年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業 02	妻の職業 03
その他	□同時に戸籍法77条の2の届出あり　□同居中につき(7)(8)欄空欄 □新本籍は街区符号　□新戸籍の表示確認済　□復する戸籍の表示確認済	
届出人署名（※押印は任意）	夫 江東　太郎	妻 江東　花子
事件簿番号		

令和 午前 午後	年 月 日 時 分受領	(5)
夫	□免 □旅 □マ □その他 □無 （　）	(6)
妻	□免 □旅 □マ □その他 □無 （　）	(7)
不受理	□有 □無 （　）	(8)
通知	□要 □不要	(10)
使者	□免 □旅 □マ □その他 □無 （　）	
送付	令和 年 月 日	

確認	通知

□ 本籍地・電話確認済
□ 住所地・電話確認済

住所を定めた年月日	
夫	
妻	

この部分は記入しないでください。

連絡先	
(夫)	(090) 0000 － 0000
(妻)	(080) 0000 － 0000
自宅・勤務先	携帯

昼間連絡のとれる番号をご記入ください。

転入・転居・世帯主変更等には、離婚届とは別に住民異動届の提出が必要になります。

妻の氏で結婚していた場合は「夫」の欄をチェックしてください。

この部分は記入しないでください。

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意）	江東　牡丹	甲野　二郎
生年月日	昭和 平成 西暦 30年 3 月 1 日	昭和 平成 西暦 32 年 3 月 1 日
住所	東京都江東区東陽　4丁目 11番　28－101号	東京都江戸川区中央　1丁目 4番　1－101号
本籍	東京都江東区東陽四丁目 11 番地 番	東京都江戸川区中央一丁目 4 番地 番

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
☑面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。

（面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること）

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
☑養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法：（☑公正証書　□それ以外）

（養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など）

令和7年度は国勢調査の年ですので、別紙「令和7年度 人口動態調査（職業・産業例示表）」表面に明示された番号または職業分類名をご記入ください。

該当する場合は記入してください。

法務省　離婚　　法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

ページ】https://www.houterasu.or.jp

◎署名は必ずご本人が自署してください

◎　署名は必ず本人が自署してください

昼間連絡の取れる電話番号をご記入ください。

書中	字加入 字消除	妻	

R8. 1